



令和7年3月28日
北海道運輸局

北海道旅客鉄道株式会社の鉄道事業の一部を廃止する届出及び本届出に係る公衆の利便の確保に関する意見の聴取について

本日(令和7年3月28日)、北海道旅客鉄道株式会社から鉄道事業の一部〔留萌線 深川駅～石狩沼田駅間 14.4km〕を廃止する届出があり、その概要と意見の聴取を実施する旨を別紙のとおり公示しました。

なお、この意見聴取は、廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関して、関係自治体及び申請のあった利害関係人の意見を聴取するものであり、鉄道廃止の是非にかかる意見を聴取するものではありません。

[利害関係人とは]

○鉄道事業の廃止の後に公衆の利便の確保を図ることが想定される者

○利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該廃止に関し、特に重大な利害関係を有すると認める者

とされており。

なお、特に重大な利害関係を有すると認める者とは、廃止予定路線沿線地域の経済団体、沿線地域の相当数の利用者が参画する利用者団体等が該当します。

[廃止の概要]

- 届出事業者
北海道旅客鉄道株式会社
- 届出日
令和7年3月28日(金)
- 届出事項
鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第28条の2第1項の規定による鉄道事業の一部廃止
- 廃止届出のあった路線
留萌線〔深川駅～石狩沼田駅間 14.4km〕
- 廃止を予定する日
令和8年4月1日

【問い合わせ先】

国土交通省 北海道運輸局 鉄道部 計画課(担当:呉、畑井)
電話 011-290-2731 (直通)

公 示

令和7年3月28日北鉄計第549号をもって、鉄道事業法第28条の2第1項の規定に基づく届出を受理したので、同法第28条の2第2項及び同法施行規則第42条の2の規定に基づき、下記のとおり公示します。

なお、本件に関し当運輸局が行う意見の聴取を受けようとする利害関係人(注)は、同法施行規則第42条の4の規定に基づく意見聴取申請書を提出願います。

記

1. 意見の聴取を行う廃止届出の件名	第一種鉄道事業の廃止届出
2. 廃止届出の番号	第1号
3. 廃止届出を行った鉄道事業者名	北海道旅客鉄道株式会社
4. 廃止届出があった路線名	留萌線
5. 廃止届出があった区間	深川駅～石狩沼田駅間
6. 廃止の予定日	令和8年4月1日
7. 廃止を必要とする理由	将来にわたり収支の改善が見込めないため
8. 意見の聴取の申請に係る事項	
(1) 意見聴取申請書の記載事項	①申請者の氏名又は名称及び住所 ②届出の件名及びその番号 ③意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名 ④意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項
(2) 申請の期間	本公示の日から10日以内
(3) 申請の方法	申請書の郵送(消印が本公示の日から10日以内であること)又は当運輸局への持参
(4) 意見聴取申請書の提出先	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎7階 北海道運輸局鉄道部計画課
9. 意見の聴取の実施予定日及び場所	実施予定日の10日前までに別途通知

(注)利害関係人とは、鉄道事業法施行規則第42条の3に規定する者をいいます。

○鉄道事業の廃止の後に公衆の利便の確保を図ることが想定される者

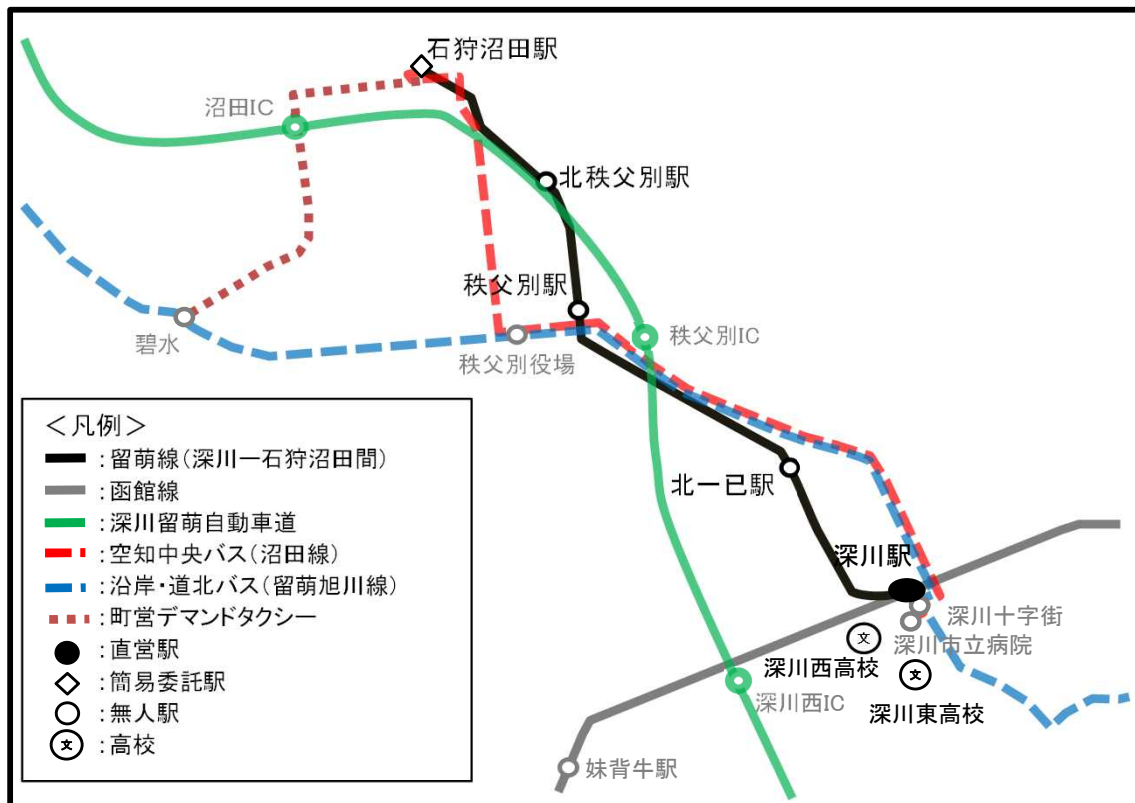
○利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該廃止に関し、特に重大な利害関係を有すると認める者

なお、特に重大な利害関係を有すると認める者とは、廃止予定路線沿線地域の経済団体、沿線地域の相当数の利用者が参画する利用者団体等が該当します。

令和7年3月28日

北海道運輸局長 井上 健二

■ 路線図



■ 諸元

- ・ 区間 深川駅～石狩沼田駅
- ・ 営業キロ 14.4km
- ・ 列車本数 14本(上り7本、下り7本)
- ・ 駅数 5駅(有人1駅、無人3駅、簡易委託1駅)
- ・ 沿線自治体 深川市、秩父別町、沼田町
- ・ 輸送密度 159人/日(令和5年度)
- ・ 収入状況 収入12百万円、費用279百万円
損益267百万円(令和5年度)

■ 沿線自治体の人口(人)

	沼田町	秩父別町	深川市	合計
S62.3	5,587	3,981	32,482	42,050
R6.1	2,840	2,229	18,764	23,833
対S62	51%	56%	58%	57%

※出典: 住民基本台帳人口

■ 各駅の状況

